

## 白井市教育委員会会議録

### ○会議日程

令和2年10月6日（火）

白井市役所東庁舎1階会議室101

1. 教育長開会宣言
  2. 会議録署名人の指名
  3. 前回会議録の承認
  4. 委員報告
  5. 教育長報告
  6. 議決事項
    - 議案第1号 白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について
    - 議案第2号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について
  7. 報告事項
    - 報告第1号 令和3年度白井市予算編成方針について
    - 報告第2号 要保護及び準要保護児童・生徒の認定に係る報告について
  8. 委員質疑
    - (1) 9月18日開催「いじめ対策調査会」の報告について
    - (2) 郷土知識を高める「しろい学」の推進について
  9. その他
    - ・「令和2年度白井の教育」の改訂について
- 

### ○出席委員等

教育長	井上 功
委員	小林 正継
委員	川嶋 之絵
委員	高倉 聡子
委員	齊藤 豊

### ○欠席委員等

なし

---

### ○出席職員

教育部長	鈴木 直人
教育部参事	和地 滋巳
教育総務課長	板橋 章
生涯学習課長	石戸 啓夫
文化センター長	石田 昌弘
書 記	山本 麻奈美

○教育長開会宣言

- 井上教育長 それでは、これから令和 2 年第 1 0 回白井市教育委員会定例会を開会します。  
本日の出席委員は 4 名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は 5 名となります。  
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。
- 

○会議録署名人の指名

- 井上教育長 2 番、会議録署名人の指名。  
会議録署名人の指名をいたします。  
本日は、高倉委員と齊藤委員に署名をお願いします。
- 

○前回会議録の承認

- 井上教育長 3、前回会議録の承認。  
前回の会議録の承認を行います。訂正などがありましたらお願いします。  
よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

それでは、次に進みます。

---

○委員報告

- 井上教育長 4、委員報告。  
委員報告を行います。各委員からお願いします。  
よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

---

○教育長報告

- 井上教育長 それでは、5、教育長報告。  
私から報告を行います。私からは 1 点ですけれども、まず、中学校の体育祭ですけれども、現在で 4 校が終了いたしました。残り七次台中学校 1 校を残す段階です。  
それから小学校は、先日の 3 日の土曜日に、第二小学校、桜台小学校が終了しました。そして、あさって七次台小学校、今度の土曜日、10 日に残りの 6 校の運動会の予定でございます。台風が来ているので、若干心配だなと思っているところでございます。  
私は議会と重なっていたこともありまして、南山中学校、それから土曜日に、第二小学校と桜台小学校を見学させていただきました。遠くから見させていただきましたけれども、3 校とも午前中の開会ということで、時間は短かったですけれども、子供たちは競技以外はマスクをして、声を出さないという状態でしたけれども、子供たちの動きははつらつとしていて、それから拍手による応援で、子供たちの頑張りや体育祭、運動会の盛り上がりは十分あったかなと。コロナの中で開催を中止しているようなところもあるのですけれども、保護者からは、こういう中、やっていただいております。

ございましたという意見が多く寄せられて、逆に中止したほうがよかったのではないかという意見は、今のところ、こちらには入ってきていない状況でございます。感染対策を十分に取ってやった結果でございます。今後もいろいろな学校行事ありますけれども、最大限感染防止をした中で、行事を進めていただきたいと願っております。

私からの報告は以上です。

私の報告につきまして、何か御質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第2号 「要保護及び準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、これは白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第2号につきましては非公開といたします。

これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により川嶋委員を指名したいと思います。

川嶋委員には、6の議決事項、7の報告事項、8の委員質疑、9のその他に係る議事の進行についてお願いします。

○川嶋委員 ただいま教育長より指名されました川嶋でございます。これより、6、議決事項、7、報告事項、8、委員質疑、9、その他に係る議事の進行を行いますので、御協力をお願いします。

---

議案第1号 「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」

○川嶋委員 初めに、6の議決事項についてお願いします。

議案第1号 「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」をお願いします。

○板橋教育総務課長 議案第1号 「白井市教育委員会附属機関規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

本案は、白井市文化センターのあり方及び白井市立桜台小学校・桜台中学校の給食のあり方について附属機関が新たに設置されたことから、規則の一部を改正するものです。

1ページを御覧ください。

左側に改正文、右側に新旧対照表がついておりますが、改正文で御説明したいと思います。

白井市教育委員会附属機関規則の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）に次の一文を加えるということで、このたび、白井市文化センターのあり方検討委員会と白井市立桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会の設置議案が議会で議決されま

したので、庶務担当機関としまして、それぞれ教育部、文化センターと教育部教育支援課をここで位置づけるものです。

この規則の施行日は、公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第1号について、御質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 御質問等がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

---

議案第2号 「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」

○川嶋委員 続きまして、議案第2号 「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」をお願いします。

○鈴木教育部長 それでは、議案第2号 「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

提案理由でございますか、本市の特別支援教育就学奨励費については、国庫補助を活用していることから、支弁区分や補助限度額を国の基準に準じて定めています。

本案は、令和2年度に係る特別支援教育就学奨励費の国庫補助限度額の改正に伴い、規則を改正するものでございます。

裏面を御覧ください。

白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則についてですが、規則第4条に支給額の種類を明記してございます。その種類別の支給限度額を別表中で定めており、その支給額が改正箇所になります。改正箇所につきましては、2ページの新旧対照表を御覧ください。上から順に説明します。

学用品・通学用品購入費について。小学校の限度額5,760円を5,820円に、中学校の限度額1万1,255円を1万1,370円に。

新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について。小学校の限度額2万5,300円を2万5,555円に、中学校の限度額2万8,990円に。

校外活動費のうち宿泊を伴わないものについて、小学校の限度額790円を800円に、中学校の限度額1,145円を1,155円に。校外活動費のうち宿泊を伴うものについて、小学校の限度額1,825円を1,845円に、中学校の限度額3,075円を3,105円に。

修学旅行費について、小学校の限度額1万680円を1万790円に、中学校の限度額2万8,570円を2万8,860円に改めるものでございます。

最後に、附則としまして、この規則は公布の日から施行し、改正後の白井市特別支援教育就学奨励

費支給規則の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第2号について、御質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 御質問等がないようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

---

#### 報告第1号 「令和3年度白井市予算編成方針について」

○川嶋委員 次に、7の報告事項に入ります。

報告第1号 「令和3年度白井市予算編成方針について」をお願いします。

○板橋教育総務課長 「令和3年度白井市予算編成方針について」市長から示されましたので、報告します。

1ページを御覧ください。

令和2年9月25日、部等長に対して市長から通知がありました。

まず、1番としまして、本市を取り巻く状況と課題ということです。抜粋して説明させていただきます。

本市を取り巻く状況と課題。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、国の令和3年度予算案の方向性を示す経済財政運営の指針である「骨太の方針」にて、「新型コロナウイルス感染症対策」と「経済活性化」の両立が反映される方向となったと書かれております。

その次の段は、主にコロナの取組について書かれていまして、その次の段は、前期基本計画について書かれております。

最終段に移らせていただきます。

令和3年度は第5次総合計画後期基本計画の初年度として、将来像を目指すための重点戦略事業や分野別事業等の着実な実施とともに、新型コロナウイルス感染症の影響から市民生活や地域経済を守る対策のため、社会情勢を的確に見極めつつ、財源確保のため、国庫支出金・県補助金などの積極的な活用や事務事業の効率化を行い、市民とともに将来を見据えた持続可能な行財政を進めていくことが必要であるとしています。

次のページを御覧ください。

本市の財政状況です。

3行目、平成31年度決算において、財政の健全性を示す四つの指標では、いずれも早期健全化判断基準を下回っています。しかし、庁舎整備事業や南山小・中学校校舎大規模改修等の元金償還の開始により、実質公債費比率が2.5%となり、将来負担比率においては、小・中学校普通教室の空調整備事業の影響により、53%と増となっております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、歳出における公債費や補助費の伸びを受けたことにより94.3%となり、財政の硬直化が進ん

でいるとなっております。

少し飛ばしていただきまして、「今後については」というところですが、今後については、歳入のうち市税は、地価の下落とか、人口減少とかありますけれども、現時点では不透明であるが、新型コロナウイルスの感染症による減収が懸念されると。また歳出については、扶助費は障害サービスなどありますけれども、おおむね横ばいの推移が見込まれると。公債費は学校給食共同調理場建替事業の償還の開始など、令和4年度以降、18億円以上で推移することが見込まれ、義務的経費については増加が見込まれると。

このような中、財政推計による財政調整基金残高は、第5次総合計画期間内において白井市行政経営指針の目標値である20億円台を維持できる見込みであるが、将来的な取崩し額の増加を避けられない状況であるとしています。

次に2番、令和3年度の財政見直しとしましては、第5次総合計画期間における財政推計では、歳入面においては、自主財源の根幹である市税について、前年度を下回る見込みであると。ただ一方、地方交付税につきましては、前年度から増加が見込まれるとしています。

歳入全体では、自主財源及び依存財源とともに、新型コロナ感染症による経済の影響が大きくなっていることから、現時点では不透明であるため、引き続き国の動向を注視していくとしています。

歳出面では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の合計額は微増の見込みであると。さらに、物件費や補助費は増加を見込むが、普通建設事業費が対象事業の減少により減額となり、歳出全体としては前年度決算見込み、これ令和2年度の決算見込みのことを言っているのですけれども、を下回る見込みで、207億円強となる見直しであるとしています。

3ページ目です。

予算編成の基本方針です。

繰り返しになりますけれども、令和3年度は、第5次総合計画後期基本計画の初年度になることから、4行目、前期基本計画の成果を踏まえるとともに、人口減少や高齢化の進展、公共施設等の老朽化への対策などの継続的な課題や新型コロナウイルス感染症による影響、大規模自然災害等に対応するため、令和2年度に策定される国土強靱化地域計画を見据え、以下の方針に基づき予算を編成すること。

1、後期基本計画事業の着実な実施ということで、3行目、「オール白井」で取り組むとともに、新たな課題である新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、安定的な市民サービスの提供ができるよう留意し、着実な事業スタートができるよう予算編成すること。

2番、持続可能な行財政運営に向けた財政健全化の取組と公共施設等の管理ということで、第5次総合計画のまちづくりの進め方で定めている「持続可能な行財政運営」に向けた後期基本計画の実効性を担保するため、令和2年8月に「財政推計の見直しと財政健全化の取組」を改訂した。市民と行政、双方に係る財政健全化の取組項目のうち、行政に係る取組は、引き続きその効果を確実に予算に反映させていきますとしています。

3番目、予算要求額の上限ということで、令和3年度一般会計予算要求額の上限は財政推計による額に応じるものとし、市民ニーズを的確に把握できる各担当部が主体的な判断により事業内容等を精査し、柔軟な調整ができるよう、部別に一般財源ベースの要求上限額を設定し、別途その額を通知するとしています。

それで、予算編成方針はここまでなのですけれども、予算編成方針の説明会の中で、市長から直接指示がありますので、御紹介したいと思います。5点ほど、市長からお話がありました。

市としては、感染拡大を防止し、市民の健康と命や地域経済を守るため、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策が緊急の課題であるということです。

まず、その中でも次の5点について、よく留意してくれということでした。

まず、一つ目としては、基本的にはコロナ禍においても、必要な事業、行事、講座等は実施すること。もちろん、感染拡大の防止策はしてくださいということです。

2番、従来からの地域課題、要望、決算審査等での検討事項については、積極的かつ計画的に取り組むこと。予算や人手不足を理由に、できないという思考から脱却し、まちづくりの維持や発展のため、真に必要な事業については積極的に検討を行い、前に進めること。ただし、特定財源などの補助金や寄附金など、あらゆる手段を講じて財源の確保に努めてくださいということです。

3点目が、繰り返しですけれども、後期基本計画事業を着実に進めること。

4点目が、安全・安心に対する事業は、加速して前向きに取り組むこと。台風や大地震、さらに交通安全等に備え、一つ一つ迅速かつ着実に実施すること。

5点目としまして、施設評価、事務事業、行政経営改革実施計画等において、見直し、改善指摘事項については、積極的に実施すること。将来を見据え、行財政改革の取組は着実に実施すること。ただし、市民や議会等への説明は丁寧に行ってくださいというお話がありました。

例年ですと、予算編成方針は8月末に出されるのですけれども、今年はコロナの影響で、1か月予算編成方針が遅れてしまっています。ただ議会等の日程は変わりませんので、この編成方針が出る前から準備は進めています。これから財政協議等を含めて行き、予算の内容が固まりましたら、教育委員会にお示ししたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○川嶋委員 ありがとうございます。

報告第1号について、御質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 今の説明で確認なのですけれども、2ページ目の2のところ、一番最後のところ、今年の決算見込みが207億円ということで、当然コロナ禍でできなくなった事業は多数あるので、歳出が減った分と、逆にコロナ対策で出た歳出、今年特有のものがあると思うのですが、そのプラマイで見たときに、今年度というのは、昨年度よりはトータルの歳出は低いという見込みということですか。

○板橋教育総務課長 先ほど言った2ページの一番下の前年度決算見込みという、令和2年度決算見込みということなのですけれども、これは財政推計上の決算見込みです。財政推計は、前年度の終わりぐらいにつくっていますので、コロナ禍の影響までは、見えていないのかなと。

高倉委員御指摘のとおり、今年はコロナの関係で増えているもの、減っているものがあります。ただ、それが3月ぐらいにならないと、どれぐらいのどの事業を落としていくということが、まだ全体が見えていないので、不透明なところがあるのかなと考えています。この207億円というのは、コロナのことを考えていない、その前の計画の話をしているので、説明が足りなくて申し訳なかったのですけれども、そういうことですので、よろしくお願ひします。

○高倉委員 ありがとうございます。

その関連で、最後の市長の説明を追加していただいたところとの関連性になってくるのですけれども、コロナ対策も、安全・安心な市民生活も必要だけれども、事業はなるべく止めないようというところで、それは本当に、そういう方向性については全く賛成するところです。

ただ、上限で調整するというのは、何だかすごく難しいように聞こえて、結局今回はやらなかったものがあるから、コロナの対策の増えた分を少し相殺し合っているようなところが見ていてもあると思うのです。ただ来年度、できるだけ事業を元通りとは言わないにしても、規模を縮小したりしてもやっていこうということになると、上乘せの歳出がどうしても出てくるので、それを踏まえて上限に収めるというのは、特に教育部関係で、どういうふうに今お考えなのでしょうか。

○板橋教育総務課長 今年、令和2年度に限定すると、コロナ対策の経費というのは、実はほぼほぼ国から頂いているお金で、私が言えることかどうかわかりませんが、今のところ賄える状況なのかなと。来年度その部分が、実はまだ何の通知もないので、コロナにかかるお金、例えば学校にでも、コロナにかかる消耗品というのは恐らく増えてくるのかなと。財政の説明会のときに私のほうから質問したところ、国の交付金とかが見えてこないで、コロナ対策に要する経費を、今のところは明確に分かるようにしておいてくださいということでした。

さっき言ったような、枠というのですかね、との兼ね合いは、今は答えられないという、財政のほうも、まだそこが見えてこないでわからないのですけれども、そこは別枠で分かるように、担当課はしておいてくれという、そこまでしか今、回答はいただいていません。コロナの財源については、そうなります。

また今回、この上限額、キャップをされているみたいなイメージなのですけれども、一つは、一般財源でキャップをされているので、例えば事業を私たちがしたいときに、ここにも書いてありますけれども、特別財源、補助金を持ってきたり、あとは財政課の説明ですと、クラウドファンディングだとか、そういうことでやれば、一般財源を増やさずに事業を行うことはできますよということ。

それと、もう一つ、もっと本当に大きな事業が必要な場合には、これは財政推計上の207億円なので、来年すぐできるとか、そういうことはなかなか言えないと思うのですけれども、普通教室にエアコンを入れていただいたように、社会情勢だとか、そういう必要性があれば、またそこは別途協議するというか、そういう声がいっぱい上がってくれば、市長のほうとまた協議をさせていただいて、つくつかないかというのは、ここでは言えないのですけれども、そういうこともあるのかなと考えております。

以上です。

○川嶋委員 ほかにいかがでしょうか。

○小林委員 最後の市長の考えの中で、必要な事業を行う。それから従来からの課題については、取り組んでいくという関係は、財政の硬直化している中で、財政健全化と行政改革等を図りながらやっていくということだと思えるのですけれども。そういうことに関して、市長がよく「オール白井」で取り組むということを行っていると思うのですけれども、具体的にはどのような方策が、市長から、この「オール白井」については出てきているのでしょうか。

○板橋教育総務課長 うまく答えられるかどうか分からないのですけれども、よく市長が言う「オール白井」というのは、地域だとか、市民の方に自分ごととして考えてくれということをよく市長は言っているかと思えます。

例えば地域課題を解決するときに、私たちは学校を想定するのですけれども、学校の清掃とかを地域のPTAの方にお願ひできれば、随分その課題は解決するのかなとか、具体例としては余りいい具体例じゃないかもしれませんが、そういうことを市長はよく言っているのかなと思います。回答になっていないかもしれないですけれども、以上です。

○小林委員 要望として、お金をかけないで、みんなができるということだと思ふのですけれども、それは今までもみんなやってきていることなので、具体的に、これが「オール白井」という、そういうようなことを、ぜひ市長が言っていることを市全体が本気にそうなるように、そういうことを打ち出してほしいなと思います。

○板橋教育総務課長 今頂いた御意見については、もちろん市長部局に伝えて、多分、自分の説明が悪かったと思う部分があって、役割分担とかということがいろいろあると思うのですけれども、それを分かるようなものが示せるように相談はしていきたいと思ふます。

○川嶋委員 よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 御意見等がないようですので、報告第1号について終わります。

---

#### 委員質疑

○川嶋委員 次に、8の委員質疑に入ります。

初めに、委員から質問の趣旨を簡単に説明願ひます。

(1) 9月18日開催の「白井市いじめ対策調査会」の報告について、高倉委員から願ひします。

○高倉委員 こちらの「いじめ対策調査会」については、毎年秋に行われておりまして、その際に、その年の最初のデータをこの会議で検討いただくということで、そういったものを教育委員会議でも御報告いただきたいということで提案いたしました。よろしく願ひします。

○川嶋委員 ありがとうございます。

それでは、担当課から説明を願ひします。

○和地教育部参事 では、別冊でお配りしております「いじめ対策調査会」の資料を見ていただきながら御説明させていただきます。

白井市いじめ対策調査会の報告をさせていただきます。

令和2年9月18日金曜日、午後1時半から、市役所にてオンライン会議で行いました。

調査会は臨床心理士、医学博士、大学教授、弁護士、小児科医師の5名の委員と、事務局として、教育支援課で構成しております。

当日は、お配りしました資料1ページの右下、報告1で、まず本調査会の意義や役割を確認した後、資料2ページにあります、報告2にある令和元年度のいじめ状況報告について多く意見が交わされました。

中でも資料3ページ、左下のいじめ解消の割合のところ、資料11の小5・小6が73.5%、解消率が低いこと、それから資料4ページ、中学校のいじめ解消割合、中1の解消率が71.4%と低いこと、こちらのほうで意見が多く交わされました。その中で、小学校5年生・6年生になると、いじめの内容も複雑で見えづらくなることや、自我の成長もあり、教師の言ったことに対して素直に受け止め、改めることができないケースも多くなってくる。また、人間関係によるトラブルも増え、

悩みを人に相談しづらくなる時期であることが要因の一つという意見が出されました。

中学校1年生については、さらに小学校5・6年生でのトラブルを引きずったまま中学校へ入学することも考えられ、実際に、学校再開後の中学校のアンケートや個人面談でも、新1年生から小学校の頃のいじめのことが、今現在も不安に思っているとの訴えも聞かれたと報告がありました。

白井市では、中学校の入学前に、いじめ等のトラブルを含む生徒についての情報共有を各小学校で必ず行い、市教育委員会でも、毎月各学校から提出されるいじめ報告を確認し、小学校6年生でいじめが解消がされていないケース等、漏れがないように連携を図っております。

今後も現在行っていることについて継続し、いじめ防止、早期発見・解消に向けて諸機関と連携していくこと。今後のコロナウイルス関連に起因するいじめ等が起きないように、引き続き人権教育・道徳教育に取り組んでいくこと。また、学年別のいじめ認知件数の調査を継続し、解消や継続支援についての分析を引き続き行うこと。小学校6年生のいじめの解消をしていないケース等の情報は、入学する中学校と引き継ぎを確実にを行うこと。会議や検証を通して、子供たちのSOSの出し方教育と教育相談と子供たちのささいな変化も見逃さない体制づくりの見直しと改善を図ることなどに取り組んでいくことを調査会の中で確認をいたしました。

以上で、令和2年度の調査会での報告を、簡単ですが終わりにさせていただきます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

御質問とかありましたら、お願いします。

○高倉委員 意見になるのですがけれども、資料ありがとうございます。こういった形で毎年、その年その年のデータがあつて、私たちも見られるというのは、本当にありがたく思っています。

結構、傾向があるように見受けられたのが、4ページ目のいじめ発見のきっかけのところで、すみません、白黒なので、私の見方が誤っていたら訂正していただきたいのですがけれども、小学校は比較的アンケートで発覚するのが多いように見えるのですね。白い部分が多分そうだと思うのですがけれども。逆に中学校に行くと、本人、保護者とか、当事者からの訴えが多いということで、中学校になると自分で言えるようになるというのが見えてくると思います。

先ほど、対策についておっしゃっていた、SOSの出し方を教えていくという方針があつたと思うのですがけれども、それが本当に大事だと思いますので、ぜひSOSを出していいのだということと、どう出したらいいのかということも、折に触れ、子供たちに伝えてほしいなと思っています。

あと、もう一つ、少し小さいのですがけれども、小学校のいじめ発見のきっかけの令和元年度の2.9%、多分ほかの教師からの情報というのがあつて、それは増えているみたいなので、それはとてもいいことで、各学校ですごくそういう目配りをされているということが、ここからも見て取れると思いますし、教育委員会としては、学校の中で担任が抱え込まないようにということで、ないほうがもちろんいいのですが、そういう発見の経路があるというのは奨励していただけたらなと思いましたが、以上意見です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○和地教育部参事 今頂いた意見を教育委員会としても、もう一回精査し、各学校と共有しながら、また、いじめ解消に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。いじめに関して。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 では、意見がないようですので、（１）について終わります。

続きまして、（２）郷土知識を高める「しろい学」の推進について、小林委員からお願いします。

○小林委員 これは、郷土というのは、もちろん白井なのですけれども、白井のことを自ら学べるというか、そういう意味で「しろい学」とつけましたけれども、これ近隣市町村で「佐倉学」とか、そういうふうにつけている。そういうことに倣って、そういう言葉を使っております。

例えば小学生は、郷土理解のための副教材として「私たちの白井市」というのを持っています。毎年出しているわけではないのですけれども、そういう教材を持っていて、白井について勉強しています。

それから、一般に白井のガイドブックとして、白井市の市政要覧とか暮らしの便利帳とか、いろいろな白井のことを案内する、そういうものが出て、白井を理解するように工夫されてきていると思うのです。

それでも、例えば外部の人に聞くと、白井について何をしているかといえば、梨しか外部の人は見ないということで、白井市民に聞いても、その筋の専門の人は、自分の属している団体の特徴を知っていると思うのですけれども、それでも、ほかのことは知らない。各部署でPRを一生懸命してきているのですけれども、なかなかそれが浸透しないということがあると思うのですね。

何回か私も、近隣の教育委員と話す中で、先ほど言いましたように、佐倉では「佐倉学」、酒々井では「酒々井学」などと銘打って、郷土についての、自分のまちについての知識を学習する雰囲気を高めているのですね。それをそのまま、まねする必要はないと思うのですけれども、まず外部よりも、白井にいる住民が自分たちの白井を知るといふ、そういう意識を高めることが必要じゃないかと思うのですね。これは知識を学ぶことなので、その標語のようなものを教育委員会で作ったらどうかなと思うのですね。

それぞれ、いろいろなことを皆さんやってPRしている。例えば桜台とか公民センターでは、地域のPRのために、郷土の自分の地域を紹介するかるたをつくったりしています。郷土館ではもちろん、歴史的なことを冊子にまとめて皆さんに紹介しています。ふるさと大使の講演会なんかで白井をPRしたり、いろいろな活動はやっているわけですが、それが全体として見ると、浸透していない。ですから、縦割りでいろいろやっているけれども、それが横割り、横断的には知られていないという現状があるような気がするのですね。

そこで、先ほども「オール白井」という言葉を私出しましたけれども、白井市民が自ら、自分の白井を知る、そういう雰囲気をつくり上げるようなことができないかなと思うのですね。これは改めて予算をつけるとか、そういうことではなくて、今やっている中で、自分の部署の特徴をPRしていけるような。最近では例えばクイズばやりですよ。ですから、例えばクイズ形式で自分の部署を紹介するとか、そんなふうにして、それぞれのところが、それぞれ自分のところをPRする。PRしていく雰囲気が出てくると、自然に近隣の部署がやっていることは耳に入ってきて、白井にはこういうことがあるのだなということが、少なくとも梨だけということではなくて、そのほかにもいろいろあるということが耳に入ってくると思うのですね。

ですから、そのような雰囲気をつくることから始めて、そして実際に各部署が、それはいいことだ

ねと、白井について知るための自分のところをPRするような何かをしていくといい。そういうちょっとした最初の推進を教育委員会が旗上げして、標語でもいいと思うのですね。ただ「しろい学」というと、ほかの市町村のものをまねたような感じになるので、例えば自分で考えたのですけれども、「白井を面白く知ろう」とか、少なくとも、しろいと呼ばれない、そういうようなPRというか、標語をまずつくって、そして、それをみんな意識を持ってやっていくと、そんなにお金はかけないで、自分たちの意識、工夫だけで何かできるのじゃないかなと。それらやっているものをまとめて、また一つの何かをつくと、それでまたPRになっていく。そんなふうなことができるのじゃないかと思うのですけれども、実際に知識ということで、最初の標語なり、何かスタートを教育委員会ができないかなと思って質問しました。

終わります。

○川嶋委員 ありがとうございます。

それでは、担当課から説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 小林委員から御提案の「しろい学」というのは、地元学とか地域学と言われるものだと思います。地元学の始まりは、熊本県の水俣市と言われていまして、水俣から陸前高田や三重県に広がって、そこから全国に広がって、今では100以上の「地元学」、地域のまちの名前と「学」をつけて、「何とか学」というのが展開していると言われていまして。

県内でも、おっしゃるとおり「佐倉学」や「酒々井学」というのがあって、その内容というのは、非常に千差万別で、目的を住民自治のためにしたもの、それから、まちおこしのためにしているもの、ふるさとに誇りを持つためにしているもの、郷土学習の提供のためにしているもの、市民教育という形でしているものがありまして、また、そのやり方も住民主体の自立学習型、行政主導の、行政施策で、そういうことをやっていますのもありますし、公民館主導で社会教育としてやっているところもあります。教育委員会では、どちらかということ、先生方の主導で学校教育の中でやっているような地元学があります。それが組み合わさったものもあります。

一番元祖の「水俣学」というか、「水俣学」と地元の人たちは絶対言わないのですけれども、水俣市は、地元学の発祥の地という自負があって、地元学という形で言っていますけれども、ここは非常に住民が自立していまして、地元の環境とか歴史とか文化とか、その価値とか魅力というのは、行政とか専門家に教えてもらうものではなくて、自分たちで気がつかなければ本当の実にならないし、一過性で終わってしまうということで、住民の方が主体的に動きまして、自分たちで調べて考えて、自分たちのふるさとの魅力を発見して、それを外に発表するというか、まちの中に来た人たちに教えてあげるとかという形を取っています。それを住民の方が各地域でやっています、自分たちの地区を博物館に例えて、そこにいる住民の方が、その学芸員として、何をしていますのですかと尋ねられたら、実はこういうことをしているのです。と自分たちの暮らしや生活を教えてあげる。それを丁寧に繰り返していることで、外から逆に人が集まり、有名になってきた。

そういうところもありますし、「佐倉学」というのは近くのまちにあります、こちらはどちらかということ、行政主導型で、佐倉について学ぶことを義務づけるようなところが半分あります。佐倉の自然・歴史・文化・ゆかりの人物を学んで人格をみがき、将来に生かしてもらうことを目的としているのですけれども、学校教育の時間割に取り込んでいます。恐らく先生方は大変だと思いますけれども、実際それをやっている。

「酒々井学」は、学校教育的で、学校教育の中に比重を置いておきまして、次代を担う子供たちのふるさと意識を育む学習プログラムという位置づけで、先生方が「酒々井学」推進プロジェクトチームというのをつくって、自分たちで指導する指導用プログラムとか、児童用のプログラムをつくって、勉強会をしたり研修会をしながら、子供たちに酒々井のことを教える。最低でも、酒々井のことを三つぐらい自慢できるようにしようねみたいな形でやっています。

ですから、「しろい学」をどのような形で、どのような目的で、どういう対象で位置づけるかによって、やり方も大きく異なってきますし、まず、そこを考えることが大切かと思えます。今やっていることを簡単に、白井のことを知ってもらおうというために、標語として出すということは、そんなに難しいことではないと思えます。今、市長も学校教育の中で、子供たちに白井のことを教える時間があったり、それから各公民館で、白井発見クラブや白井の歴史を勉強する、そういう学びを提供しているところも結構ありますし、図書館でも、タイトルが郷土行政コーナーというので、分かりにくいのですが、その辺の言い方を変えてあげれば、「しろい学を学んでみませんか」とかいう標語、あとは「白井をもっと面白く知ろう」とか、そういう標語で紹介するということができると思えます。

そういった情報をいろいろ集めて、うちのほうで提供するという事は、すぐできることかなとは思いますが。ただ、「しろい学」みたいな形にしてやっというくと、目的とか定義とか、きちんと決めていかないと推進は難しくなるかなと思っています。

以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○小林委員 できるだけお金を使わずに、知恵を出し合って、そして市長が言う「オール白井」で住民みんなが取り組める、その中で、もちろん子供の発想も含めて、何かそんなふうな。行政が決めてこうじゃなくて、例えば教育委員会がそれを促すという、あとはみんなが考えるという。できるだけ、新しいことをやろうとすると負担もかかるので、負担がない、今の段階でできること、今の状態でできること、そのような持っていき方でやっていくことが、PRになると思うので。私が考えたのは、白井のPRと、市長が言う「オール白井」、みんなで白井をPRするということを考えてののですが、できるだけ負担はかけないけれども、そういう雰囲気をつくり出すということで、最初の標語を教育委員会に出したらいいんじゃないかなと思いました。

○川嶋委員 このことについて、ほかに御意見等ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、ないようですので、(2)について終わりにしたいと思います。

---

#### その他

○川嶋委員 次に、9のその他に入ります。

「令和2年度白井の教育」の改訂についてお願いします。

○板橋教育総務課長 「令和2年度白井の教育」の改訂についてということで御案内いたします。

「白井の教育」令和2年度版につきましては、7月の教育委員会議でお配りしたかと思えます。その後、今回9ページを御覧いただきたいのですが、これも、「これからの学校教育ビジョン」というところに加えさせていただきます。

この加えた経緯としましては、3月議会のところで、10年に一度の学校教育変革期に白井として

何を行うのかというような議員質問がありまして、教育長から、ここに記載のとおり「現場の声を生かしながら、様々な角度を協議し、オール白井の力で、魅力ある学校教育を創っていききたい」ということで、具体的にこの5つの項目等を挙げたところです。

その後、教育総務課で「白井の教育」を調整してつくったところですが、9月議会の一般質問の中で、3月議会の教育長答弁について、非常にいいことであって、それをもっとPRするというか、分かりやすく発信したらどうかということで、例として「白井の教育」の中に、書いてみたらどうだという提案がありました。教育委員会としても、そのとおりだと、それはきっと効果的だということで判断しまして、急だったのですけれども、ここで改訂をさせていただいて、改めて皆さんにお配りしました。また、これはホームページ等にも掲載していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

このことについて、御意見等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 御意見等がないようですので、「白井の教育」について終わります。

○川嶋委員 その他ございますか。

○石田文化センター長 文化センター図書館から、お知らせをさせていただきます。

図書館では、この10月1日から、1階のインターネットコーナー付近にWi-Fiアンテナを設置いたしまして、そのアンテナで、スマホとかパソコンのWi-Fi機能があるもので、図書館の中で本の検索とか、調べものに役立てていただくということで、サービスを始めました。

図書館に入りまして、カウンター前のエリアでアンテナが受信できる場所であれば、あとネットワークIDとパスワードを公開していますので、そちらを使っていただいでアクセスしていただくと、1時間まで、まずつながります。その後1回切れるのですが、その後も継続して再アクセスしていただければ、つながれるということで、主に資料検索ですとか、あと、インターネットコーナーのパソコンの使用はあったのですけれども、それを個人のものからもアクセスできるようになったということで、Wi-Fiを開設しましたので、御報告いたします。

以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

このことに関して、御意見等ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 ないようですので、その他については終わりにします。

休憩に入ります。

午後2時50分休憩

---

午後3時00分開議

○川嶋委員 それでは、再開したいと思います。

○川嶋委員 以上で、本日の議決報告、報告事項、委員質疑に係る議事については終了いたしましたので、これ以降の進行につきましては、井上教育長にお願いします。よろしくをお願いします。

○井上教育長 川嶋委員には、議事の進行を行っていただきましてありがとうございました。これより私のほうで進行を行います。

---

○その他

○井上教育長 それでは、その他になりますけれども、その他でお願いします。

○板橋教育総務課長 私のほうから、白井市教育委員会の各課の行事予定について、この紙で説明させていただきます。

教育総務課10月です。今日が教育委員会議でした。9日金曜日が議会閉会日となります。11月4日が教育委員会議、25日が議会開会、30日から一般質問が開始されます。

学校政策課です。10月25日に小規模特認校の説明会が第二小学校で行われます。

教育支援課は、10月7日水曜日、印旛郡市駅伝体育大会が佐倉の岩名運動場でございます。

これについては以上です。よろしくをお願いします。

○井上教育長 10月、11月の予定についてですけれども、いかがでしょうか。

11月4日の次回の教育委員会議が、齊藤委員が都合が悪い。

○齊藤委員 そうですね。

○井上教育長 教育委員が3人出席であれば、私は問題はないと思っていますけれども。ほかに日を調整して、全員が調整できればということですが、よろしければ、5日でもいいですかね。

○井上教育長 次回は11月5日木曜日の午後2時からということで、これは変更したいと思います。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○井上教育長 ほかにありますか、日程で。よろしいですか。

日程以外で何かありますか。その他のその他で何かありますか。

いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、もう一回確認しますけれども、次回は11月5日木曜日、午後2時からとなります。

本日はお疲れさまでした。

午後3時07分 閉会